

平成 21 年度政策評価書(事後評価)

担当部局：原子力安全委員会事務局

評価実施時期：平成 22 年 8 月

政策分野：1 4. 原子力安全確保政策

政策名	原子力利用の安全確保
基本目標	有識者からなる調査審議機関として、専門的・中立的な立場から、関連知見の収集・整理を踏まえた、安全規制等に係る見解等の表明、原子力施設の設置許可等に係る安全審査、安全審査等に用いる指針類の整備、行政庁の安全規制活動に対する監視・監査、原子力防災体制の整備、社会とのコミュニケーション等を通じ、我が国の原子力の研究、開発及び利用における安全の確保に寄与する。
評価方式	実績評価方式

1 政策概要及び評価結果総論

(1) 政策の背景・必要性

原子力を利用するに際しては、安全の確保に万全を期すことが前提であることから、原子力の安全規制においては、規制行政庁が安全規制を行うことに加え、原子力安全委員会がそれを専門的・中立的な立場からチェックしている。

原子力安全委員会の関与により、安全に関する判断をより公正・確実に行う、あるいは、科学的知見や国際的な制度の動向等を踏まえた安全規制の適切な見直しを促進することにより、安全規制の信頼性を維持・向上することが期待されている。

(2) 根拠法令等

- ◆原子力基本法
- ◆原子力委員会及び原子力安全委員会設置法

(3) 評価対象施策

- ①原子力利用の安全確保に係る施策の遂行

(4) 評価結果総論

○施策評価結果一覧

S	A	B	C	未集計等
0	1 ①	0	0	0

○総合的評価

原子力利用の安全確保に係る施策については、全体として目標値を達成することができたと評価する。

(5) 政策全体の課題と今後の取組方針

政策課題は平成 20 年度から継続しているが、既設原子力発電所の耐震安全性の確認（バックチェック）の結果として原子力安全委員会が最終報告に至ったのは全 55 基中、2 基であり、今後とも確認を行っていくことが必要。平成 22 年度については、規制行政庁が行ったバックチェックの結果について確認を行うとともに、安全審査指針類への最新の知見の反映に係る検討等を行う。

また、平成 23 年度概算要求において、最新知見の収集及び評価、公開ヒアリングの開催、原子力災害に対応するための体制の維持、安全研究の推進などを行う。

2 各施策の概要及び評価結果

(1) 原子力利用の安全確保に係る施策の遂行〔原子力安全委員会事務局総務課〕

ア 施策の概要

原子力安全委員会は、「原子力基本法」及び「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」に基づき、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全の確保に関する事項について企画し、審議し、及び決定することを任務としている。

具体的な政策としては、まず、原子力施設の設置許可等の際に、規制行政庁の審査結果について審査を行い、意見を述べる。また、設置許可後の建設・運転段階の規制についても定期的に報告を受けて規制調査を行い、監視・監査する。これらの活動の前提として、最新の科学的・技術的知見を獲得・蓄積し、必要に応じ基準・指針として整理する。

また、「原子力災害対策特別措置法」等に基づき、原子力安全委員会は原子力災害発生時において政府に技術的助言を行う役割があることから、災害発生時に迅速かつ効率的に対応できる体制を整える。

さらに、情報公開及び社会とのコミュニケーションの推進により、外部の理解促進や外部の意見の把握に努め、透明性を確保する。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	979	944	848

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
1) 安全規制等に的確に反映すべき最新の科学的知見の収集・整理及び必要に応じた原子力安全委員会としての見解の表明及び安全審査指針類の整備(安全規制等に係る見解、専門部会等報告書及び指針類の策定・改訂の件数)	目標値	5 件	6 件	4 件	目標以上の成果を達成できた (S)
	実績値	6 件	10 件	6 件	
2) 原子炉の設置許可等に係る安全審査において、行政庁による審査結果について専門的・中立的な立場から 2 次審査の実施及び新耐震指針に基づき、既設原子力施設の耐震安全性の確認	目標値		実施	実施	達成できた (A)
	実績値	—	実施	実施	
3) 規制調査の実施状況(実施件数)	目標値	5 件	12 件	12 件	達成できた (A)
	実績値	16 件	14 件	12 件	
4) 原子力防災に係る訓練の実施・参加状況(原子力安全委員会における防災訓練の実施回数及び行政庁・地方公共団体が開催する訓練への参加回数)	目標値	参加	20 回	20 回	達成できた (A)
	実績値	参加	21 回	20 回	

	数)					
	5) 社会とのコミュニケーション (シンポジウム等の開催回数・参加者の理解度)	目標値	実施	3回、60%以上	3回、60%以上	
		実績値	実施	5回、平均79% (89%、91%、77%、52%、85%)	3回、平均86.6% (94.7%、96%、69%)	達成できた (A)

ウ 目標の達成状況の分析

1) 安全規制等に的確に反映すべき最新の科学的知見の収集・整理及び必要に応じた原子力安全委員会としての見解の表明及び安全審査指針類の整備

<有効性>

平成 21 年度は、「ウラン取扱施設におけるクリアランスレベルについて」の了承や「放射性廃棄物埋設施設の安全審査の基本的考え方」の改訂など、基準・指針等を 6 件取りまとめている（資料 2）。

最新知見の収集の一環として 19 件の外部委託調査を実施した。

原子力施設の事故・故障について、原子力安全委員会では、法令に基づき事象の発生及び原因、再発防止対策について規制行政庁から報告を受けており、平成 21 年度は 52 件（うち事象の発生についての報告は 21 件）の報告を受けた。

また、各国の原子力安全規制当局が集まる国際会議等への参画を進めており、平成 21 年度には 32 件の国際会議等に参加した。こうした場において、安全規制の国際動向に係る意見交換や情報収集、事故事例の共有化等を通じ、最新知見の獲得・蓄積を行っている。

上記の最新の科学技術的知見を踏まえ、基準・指針等の策定・改訂を行ったことにより、安全確保のより一層の向上を図ることができた。

<効率性>

最新知見の収集の一環として実施した外部委託調査については、一般競争入札を行い、業務の効率的な実施を図った。

国際会議等への参加についても、参加すべき国際会議の内容について事前に確認を行い、業務の効率的な実施を図った。

基準・指針等の策定についても、審議会等の議事運営を効率的に行うとともに、収集整理した最新知見を審議に活用することにより、効率的な実施を図った。

2) 原子炉の設置許可等に係る安全審査において、行政庁による審査結果について専門的・中立的な立場から 2 次審査の実施及び新耐震指針に基づき、既設原子力施設の耐震安全性の確認

<有効性>

行政庁による審査結果について専門的・中立的な立場から実施する 2 次審査については、平成 21 年度は、11 件の答申を行った。必要に応じ規制行政庁に対し検討の追加を要請する等により厳正に審査を行い、安全を確認した。

また、耐震安全性に関しては、既設原子力施設の耐震安全性を平成 18 年に策定した新耐震指針に基づき再確認（バックチェック）している。平成 21 年度においては、規制行政庁から報告を受けた、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号機、四国電力株式会社伊方発電所 3 号機、九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号機等の全 55 基中、11 基について、耐震安全性を確認した。残りについては、引き続き検討を行っていく。こうしたことから、目標は達成された。

<効率性>

規制行政庁の安全審査結果に対する審査、既設原子力施設の耐震安全性を平成 18 年に策定した新耐震指針に基づく再確認については、審議会等の議事運営を効率的に行うとともに、収集整理した最新知見を審議に活用することにより、効率的な実施を図った。

3) 設置許可後の規制行政庁の安全規制（後続規制）についての監視・監査（規制調査）実施

<有効性>

平成 21 年度においては、保全プログラムを基礎とする新たな検査制度に係る規制調査等のような安全規制上の共通的な課題等について、規制行政庁の後続規制活動の運用・制度面を中心に合理性、実効性や透明性を確認する課題着目型の規制調査を 5 件実施し、さらに、規制行政庁の個々の後続規制活動の継続的に品質向上を促すための品質監査型の規制調査を 7 件実施し、合計で 12 件実施した（資料 3）。規制調査の案件選定に当たっては、保全プログラムを基礎とする検査制度に係る調査の他、原子力施設の長期運転に伴う高経年化が進展する中、規制行政庁の高経年化対策に関する調査など、安全確保上の重要課題と考えられる点について対象案件とした。

こうしたことから、件数のみならず実効性のある目標が達成されたと考えられる。

<効率性>

規制調査については、「規制調査の実施方針」（平成 21 年 3 月 30 日原子力安全委員会決定）に基づき、案件選定を行っており、その実施においては、収集整理した最新知見を調査に活用することにより、効率的な実施を図った。

4) 原子力災害発生時における原子力防災体制の強化

<有効性>

平成 21 年度においては、防災訓練を通じて原子力安全委員・職員等の緊急事態対応能力の向上を図った。

具体的には、原子力安全委員会は独自に訓練を実施するとともに、国及び地方公共団体（12 道県）が実施した原子力防災訓練に参画しており、これらの訓練は合計で 20 回になった。

また、原子力防災対策が円滑に行えるようにするための調査審議を行う原子力施設等防災専門部会等を開催した。

これらの活動には原子力安全委員等が述べ 779 人参加した。

こうしたことから、目標が達成されたと考えられる。

<効率性>

原子力安全委員会が独自に実施する訓練の運営支援について一般競争入札を行い、業務の効率的な実施を図った。

5) 社会とのコミュニケーション

<有効性>

国民と原子力安全委員会委員との直接対話の場として、原子力安全に関するシンポジウム等を開催しており、平成 21 年度には、「安全研究フォーラム 2010」等 3 回を開催した。また、参加者の理解度については、3 回開催の平均 86.6%に達し、目標は達成された。

また、平成 21 年度においては、以下の施策を引き続き推進し、有効性の高い活動を行ってきた。

- ・原子力安全意見・質問箱の活用
- ・報告書等に対する一般からの意見募集
- ・原子力公開資料センターにおける資料の公開
- ・原子力安全委員会のホームページによる情報の発信 等

<効率性>

シンポジウム等の開催及び原子力安全委員会のホームページを活用した原子力安全意見・質問箱や情報の発信等の実施に当たっては、関係する役務等について一般競争入札等により、業務の効率的な実施を図った。

6) 総合的な評価

以上を総合すると、原子力利用の安全確保に係る施策については、全体として目標値

を達成することができたと評価する。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
	予算要求	平成23年度予算の概算要求組替え基準を踏まえ、現行予算について、庁費、委託費等について見直しを行った。 <平成23年度概算要求 757百万円> (平成22年度予算 841百万円)
<ul style="list-style-type: none"> 安全規制等に的確に反映すべき最新の科学的知見の収集・整理のための外部委託調査等の実施に当たり、競争入札の透明性の一層の向上や応札しやすい環境づくりなど、入札関係について改善を図る。 	事務の改善等	<ul style="list-style-type: none"> 安全規制等に的確に反映すべき最新の科学技術的知見の収集・整理に係る外部委託調査等の執行に当っては、契約の際、一者入札を減らすための方策として、ホームページによる前広な委託実施計画の公表、入札説明会から提案書提出まで十分な期間の設定などを実施しているところ。さらに、今後も複数者の入札が行われるための改善策等を検討していく。
<ul style="list-style-type: none"> 新耐震指針に基づく既設原子力施設の耐震安全性の確認について、今後50件程度の案件について検討し見解をまとめる。 	事務の改善等	<ul style="list-style-type: none"> 耐震安全性の確認（バックチェック）については、今後50件程度の案件について検討し見解をまとめる必要があることから、効率的に検討を行っていく。
<ul style="list-style-type: none"> 設置許可後の規制行政庁の安全規制（後続規制）についての監視・監査（規制調査）実施 社会とのコミュニケーション 	事務の改善等	必要に応じて、適時・適切な改善を行う。

オ 有識者の意見等

原子力安全委員会の当面の施策の基本方針改定に向けた検討の一環として、有識者より、平成22年6月28日（西脇由弘氏）、平成22年7月5日（藤城俊夫氏）、平成22年8月9日（中桐滋氏）に、各々原子力安全に関する現状と課題について下記のようなご意見を伺った。

（東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻教授 西脇由弘氏）

- 規制行政庁の安全審査の結果について、原子力安全委員会が独自の審査を行うというやり方は、国民の信頼を得るために必要である。
- 安全審査について規制行政庁が十分な実績等を積んで、安全審査の定型化が進んでいる状況を踏まえると、原子力安全委員会は重点かつ補完的なチェックを行うことが大事ではないかと考える。
- 原子力施設の安全確保は、建設から運転管理の時代になっており、後続規制の重要性が高まっている。安全委員会の規制配分を基本設計から運転管理の方に軸足を移してはどうか。

（財団法人高度情報科学技術研究機構参与 藤城俊夫）

- 指針類の品質維持、向上がやりやすいようにということで、記載の方法についての標準化、あるいは見直し作業のプロセスの標準化を図って、できるだけ迅速に品質の維持、指針としてのクオリティを保っていくということが必要であろう。

- ・ 指針類の中で基本的な要求と詳細に亘る解析手法、データ等を含む仕様規定というものが、それをできるだけ区分けして、仕様規定的なものに民間の基準等を活用できるような体系的構造をこれから目指していくべきであろう。

(東京大学名誉教授 中桐滋氏)

- ・ 原子力安全規制において、審査指針類の制定及び適切な時期に改訂することは原子力安全委員会の存在理由の第一であり、必須の仕事である。このため、このことを国民に対し周知する努力を期待する。
- ・ 原子力安全委員会は、現在の原子炉等規制法に基づいた2段階審査のあり方について、一次行政庁とは異なる視点や対象及び方法で行うクロスチェック方式を工夫して、それを採用するか否かを検討する時期に来ているのではないかと考える。

(参考1) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
第168回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説	平成19年9月10日	地震発生時における原子力発電所の対応に万全を期すとともに、情報公開を徹底し、周辺住民の方々の不安を払拭します。
地球温暖化対策に関する内閣総理大臣演説	平成19年5月24日	原子力の信頼性と安全性を高めるとともに、高温ガス炉、小型炉など先進的な原子力発電技術を開発し、安全で平和的な利用を拡大していきます。

(参考2) 文献及びデータ等

- ・ 原子力安全規制における原子力安全委員会の役割 (資料1)
- ・ 安全規制等に係る見解、専門部会等報告書及び指針類の策定・改訂件数 (資料2)
- ・ 設置許可後の規制行政庁の安全規制 (後続規制) についての監視・監査 (規制調査) 実施件数 (資料3)

(参考3) 測定指標の設定の考え方

測定指標	設定の考え方
(1) 1) 安全規制等に的確に反映すべき最新の科学的知見の収集・整理及び必要に応じた原子力安全委員会としての見解の表明及び安全審査指針類の整備 (安全規制等に係る見解、専門部会等報告書及び指針類の策定・改訂の件数) 2) 原子炉の設置許可等に係る安全審査において、行政庁による審査結果について専門的・中立的な立場から2次審査の実施。また、新耐震指針に基づき、規制原子力施設の耐震安全性の確認。 3) 規制調査の実施状況 (実施件数) 4) 原子力防災に係る訓練の実施・参加状況 (原子力安全委員会における防災訓練の実施回数及び行政庁・地方公共団体が開催する訓練への参加回数)	常に最新の科学的、技術的知見を獲得し、安全確保の基礎となる知見を蓄積することが必要であるため、当該年度で必要とされる見解、指針類等を踏まえ、本目標を設定した。 原子炉の設置許可等に係る安全審査や原子力施設の耐震安全性の確認については、行政庁の審査・確認結果を専門的・中立的観点から適切に確認することが必要であるため、本目標を設定した。なお、安全審査や耐震安全性の確認は、規制行政庁からの諮問や報告に基づいて実施する施策であるため、目標を「実施」としている。 安全確保に万全を期すため、過去の調査実績から少なくとも12件以上の規制調査実施が必要と考えられるため、本目標を設定した。 過去の訓練回数から少なくとも20回程度の訓練実施が必要と考えられるため、本目標を設定した。

	5) 社会とのコミュニケーション（シンポジウム等の開催回数・参加者の理解度）	国民とのコミュニケーションを図り、理解度を向上させることが重要であるため、本目標を設定した。
--	--	--